

第4節 物品の貸与等及び自弁

§ 41 (自弁の物品の使用等) IV

ある。

このように、受刑者には、施行規則 15 条 2~5 項に規定されるところにより、自弁の物品の使用・摂取が許され、その使用の自由が認められるものもあるが、もとより、その使用・摂取は、必要な数量の範囲内で(同条 1)許される。また、本条 1 項は、2 項のように「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずる場合並びに(第 2 編第 2 章)第 12 節(賞罰)の規定により禁止される場合」が除外されてはいないが、これは、本条 1 項による自弁の物品の使用・摂取の許否は、刑事施設の長の裁量によるものとされているからであって、これらの場合に自弁の物品の使用・摂取が許されないのは、当然であり、施行規則 15 条 6 項前段は、その旨規定している(この規定が設けられているのは、同条 2~5 項が一定の場合に自弁の物品の使用を許すものと規定しているためである)。さらに、受刑者は、刑罰の制裁として行動の自由が剥奪・制限され、華美なものなどの使用・摂取を許すことは適当ではないため、同条 6 項後段は、その趣旨で、受刑者としての地位に照らして適当でないものの使用・摂取は許されない旨規定している。

これらのほか、施行規則 15 条 7 項により、本条 1 項により自弁の物品の使用・摂取を許す基準は法務大臣が定めるとされ、「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」により、その許否の基準が定められている。

IV 受刑者以外の被収容者の自弁の物品の使用・摂取

受刑者と異なり、受刑者以外の被収容者には、原則として、(品名の限定はあるが)自弁の物品の使用・摂取が許される。未決拘禁者や各種被収容者は、有罪の判決が確定した者ではないから、刑罰の制裁として行動の自由を剥奪・制限される理由はない。また、死刑確定者を含め、その処遇は、自発性・自律性の涵養や改善更生の意欲の喚起を目的として行われるものではないから、そのために一律的に自弁の物品の使用・摂取を認めないことを基本とする必要もない。もっとも、刑事施設の規律秩序の維持に支障を生ずるおそれがある物品の使用・摂取が許されるべきではないのはもとより、刑事施設の事務負担も考慮すれば、生活条件の保障として十分であるといえる範囲で自弁の物品の使用・摂取を許す以上に、いかなる種類の物品の使用・摂取も許すことは、必要ではなく、適当でもない。こうしたことを踏まえ、本条 2 項は、受刑者以外の

の処遇  
の食  
う方  
もあ  
れず、  
D・III  
こと  
てと  
に用  
すん、  
目的活  
動する  
べき  
こ用い  
及び娛  
楽すも  
D④に  
を刑者  
の活動  
すべき  
限られ  
(参照)  
を用  
う自由  
のもの  
からで  
に  
関す  
3340号  
自弁に  
照)に、

## § 41 (自弁の物品の使用等) IV

第2編 第2章 刑事施設における被収容者の処遇

被収容者には、一定の範囲の物品(品名の限定もある)について、刑事施設の規律秩序の維持その他管理運営上支障を生ずる場合などを除き、自弁のものの使用・摂取の自由を認めている。

なお、監獄法の下では、刑事被告人(未決拘禁者)及び労役場留置者(死刑確定者なども同様(監獄9))について、衣類臥具は、自弁能力がある限り、自弁とする(自弁のものを使用させる一官給は行わない)とされ(監獄33 I)、権利として、自弁のものの使用が認められていたのではない。また、刑事被告人(死刑確定者なども同様(監獄9))について、糧食の自弁は、「許スコトヲ得」とされていた(監獄35)。これに対し、本条2項は、原則として、自弁のものの使用の自由(権利)を認めているのであって、監獄法の規定とは異なる。

### 1 物品の範囲

受刑者以外の被収容者に自弁のものの使用・摂取が許されるのは、本条1項各号に掲げる物品(補正器具など次条1項各号に掲げる物品は、除かれる)及び寝具である。

本条1項各号に掲げる物品のうち、3号の「室内装飾品」については、施行規則16条2項により、法務大臣が定める品名のものに限り自弁のものの使用を許すものとされ、その品名は、訓令(被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令8・別表8参照、12 II)により、生花・花瓶・写真立てが定められている。4号の「嗜好品」については、酒類(法40 II参照)が含まれないほか、施行規則16条3項により、たばこの摂取も許されない(本条の解説 III 1 参照)ものとされている。5号の「日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品」については、施行規則16条4項に規定され、同項により、法務大臣が定める品名のものに限り自弁のものの使用を許すものとされ、その品名は、訓令(上記訓令9・別表9参照、12 II)により定められている。具体的には、「日用品」に(受刑者に自弁のものの使用が許されるもののほか)座布団及びハンガーが含まれ(施規16 IV ①)、また、食品容器・コップ、つまようじなどの使用も許されるものとされている。そのほか、本条1項各号に掲げる物品の範囲については、本条の解説 III 1 も参照されたい。

### 2 被収容者の申請

本条2項による自弁の物品の使用・摂取についても、被収容者にその選択を認めるものであり、受刑者以外の被収容者がその使用・摂取をしたい旨の申出

をした  
とこ

III 2 以  
いるの

受刑者  
本条 2

が許さ  
ること

設の長  
3

受刑  
より、

には、  
項の規

この  
れてい

おそれ  
合」に

律及び  
律及び

規律秩  
がある

える場  
を防止

事施設  
困難で

ことに  
るおそ

あるが  
査(法

製造し